

千葉県開発行為等規制細則

昭和四十五年七月三十一日
規則第五十二号

改正	昭和四七年	三月二四日規則第九号	昭和四七年	九月一六日規則第六五号
	昭和五〇年	四月 一日規則第一六号	昭和五〇年	八月一九日規則第四六号
	昭和五三年	四月 一日規則第一八号	昭和五五年	十一月一四日規則第七二号
	昭和五六年	三月二四日規則第一五号	昭和五八年	四月 一日規則第三九号
	昭和五八年	五月三一日規則第五一号	昭和五九年	三月三〇日規則第二〇号
	昭和六〇年	三月二六日規則第二二二号	昭和六〇年	二月二五日規則第七五号
	平成 三年	三月三〇日規則第三六号	平成 四年	三月一〇日規則第七号
	平成 五年	六月二四日規則第五五号	平成 六年	九月二九日規則第六三号
	平成 九年	四月二五日規則第四九号	平成一二年	三月三一日規則第一〇三号
	平成一三年	一月 五日規則第三号	平成一三年	三月三〇日規則第四三号
	平成一三年	五月一一日規則第八三号	平成一四年	一月一一日規則第一号
	平成一五年	三月 七日規則第二二二号	平成一六年	四月 一日規則第九一号
	平成一七年	三月 七日規則第二五号	平成一八年	三月三一日規則第六九号
	平成一九年	三月三〇日規則第六二二号	平成一九年	一月二七日規則第一〇四号
	平成二三年	三月三一日規則第五七号	平成二七年	三月三一日規則第三三三号
	平成三〇年	三月二三日規則第一七号	令和 四年	三月一八日規則第一七号
	令和 五年	二月二八日規則第二号	令和 五年	三月三一日規則第三〇号

千葉県開発行為等規制細則

(趣旨)

第一条 この規則は、知事の所管に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第三章第一節の施行に関し、法、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。)、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号。以下「省令」という。)、及び都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例(平成十三年千葉県条例第三十八号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔昭和四七年規則九号・五〇年四六号・平成一三年八三号・一四年一号・令和五年二号〕

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 工事施行者 法第三十条第一項第四号に規定する工事施行者をいう。
- 二 開発区域 法第四条第十三項に規定する開発区域をいう。
- 三 開発行為 法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。
- 四 公共施設 法第四条第十四項に規定する公共施設をいう。
- 五 特定工作物 法第四条第十一項に規定する特定工作物をいう。

一部改正〔昭和五〇年規則四六号・五五年七二号・五八年三九号〕

第三条 削除

〔平成一五年規則二二二号〕

(事前協議)

第四条 開発区域の面積が十ヘクタール以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、当該開発行為の計画について、知事と協議するものとする。

2 前項の協議をしようとする者は、次に掲げる図書を添えて第二種特定工作物(法第四条第十一項に規定する第二種特定工作物をいう。以下同じ。)の建設に係る開発行為にあつては第二種特定工作物の建設に係る開発行為事前協議書(別記第一号様式)、第二種特定工作物以外の建設等に係る開発行為にあつては第二種特定工作物以外の建設等に係る開発行為事前協議書(別記第一号様式の二)一部を知事に提出しなければならない。

- 一 開発区域位置図(縮尺二万五千分の一以上のもの)
- 二 土地利用計画図(縮尺二千五百分の一以上のもの)
- 三 開発区域の所在する市町村との協議経過を記載した書類
- 四 その他知事が必要と認める図書

追加〔昭和四七年規則九号〕、一部改正〔昭和五〇年規則四六号・五五年七二号・五八年三一号・六〇年二二二号・平成三年三六号・一二年一〇三号〕

(設計説明書)

第五条 省令第十六条第二項に規定する設計説明書は、設計説明書(別記第二号様式)によるものとする。

一部改正〔昭和四七年規則九号・五〇年四六号・平成五年五五号〕

- (資金計画書の添付書類)
- 第六条 省令第十六条第五項に規定する資金計画書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、資金計画書の収支計画の支出のうち工事費（附帯工事費を含む。以下同じ。）の額が三百万円に満たない場合は、この限りでない。
- 一 工事施行者が発行する工事費の内訳明細書
 - 二 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類
- 一部改正〔昭和四十七年規則九号・五八年三九号・平成五年五五号〕
- (開発行為許可申請書の添付書類)
- 第七条 省令第十六条第一項に規定する開発行為許可申請書には、法第三十条第二項及び省令第十七条に規定するもののほか、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。
- 一 開発区域の区域を明らかにする不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する地図又は同条第四項に規定する地図に準ずる図面（以下「公図」という。）の写し
 - 二 開発区域に含まれる土地の登記事項証明書
 - 三 申請者の資力及び信用に関する書類
 - 四 工事施行者の能力に関する書類
 - 五 その他知事が必要と認める図書
- 2 前項第三号に掲げる申請者の資力及び信用に関する書類は、次の各号に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあつては、第一号に掲げるもの）とする。
- 一 住民票の写し（法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）
 - 二 資産に関する調書及び所得税に関する納税証明書（法人の場合にあつては、前年度の財務諸表及び法人税に関する納税証明書）
 - 三 事業経歴書
- 3 第一項第四号に掲げる工事施行者の能力に関する書類は、次の各号に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあつては、第一号及び第二号に掲げるもの）とする。
- 一 住民票の写し（法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）
 - 二 工事経歴書
 - 三 建設業者許可証明書
- 4 省令第十七条第一項第三号に掲げる書類は、開発行為施行同意書（別記第三号様式）とし、当該同意書に同意をした者の印鑑証明書を添付するものとする。
- 5 省令第十七条第一項第四号に掲げる書類は、開発行為に関する設計者の資格申告書（別記第四号様式）とする。
- 一部改正〔昭和四十七年規則九号・五〇年四六号・五八年三九号・平成五年五五号・一七年二五号〕
- (条例第六条第一項第六号の規則で定める施設)
- 第七条の二 条例第六条第一項第六号の規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二（る）項に掲げる建築物を除く。）とする。
- 一 倉庫
 - 二 荷さばき施設
 - 三 工場
- 追加〔令和五年規則二号〕
- (既存の権利者の届出)
- 第八条 法第三十四条第十三号の規定による届出は、既存の権利者の届出書（別記第五号様式）により行うものとする。
- 一部改正〔昭和四十七年規則九号・五八年三九号・平成一九年一〇四号〕
- (開発行為の変更の許可の申請)
- 第八条の二 法第三十五条の二第一項本文の規定による許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（別記第五号様式の二）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の開発行為変更許可申請書には、省令第二十八条の三に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。
- 一 変更の理由及び内容を記載した図書
 - 二 第七条第一項に規定する図書のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの
 - 三 工事の施工状況を記載した図書
 - 四 開発行為の変更が設計の変更に係る場合にあつては、設計変更説明図
 - 五 その他知事が必要と認める図書
- 追加〔平成五年規則五五号〕
- (開発行為の変更の届出)
- 第八条の三 法第三十五条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、開発行為変更届出書（別記第五号様式の三）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の開発行為変更届出書には、変更の理由及び内容を記載した図書を添付するものとする。この場合において、省令第二十八条の四第一号に規定する変更にあつては設計変更説明図を、同条第二号に規定する変更にあつては第七条第三項第一号及び第二号に掲げる書類を併せて添付するものとする。
- 追加〔平成五年規則五五号〕
- (工事着手の届出)

第八条の四 開発行為の許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書（別記第五号様式の四）を知事に提出しなければならない。

追加〔平成一四年規則一号〕

（工事完了届出書の添付書類）

第九条 省令第二十九条に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書には、当該工事の完成図（省令第十六条第四項に規定する造成計画平面図の例により作成したもの）及び当該工事により設置された公共施設の用に供する土地の地積図（縮尺五百分の一以上のもの）並びに開発区域又は工区に含まれる地域の名称一覧表を添付するものとする。

一部改正〔昭和四七年規則九号・五八年三九号〕

（工事完了公告）

第九条の二 省令第三十一条に規定する工事完了公告は、開発区域を管轄する土木事務所の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

追加〔平成一九年規則六二号〕、一部改正〔平成二三年規則五七号〕

（建築制限等の解除の承認）

第十条 法第三十七条第一号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告以前の建築・建設承認申請書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

- 一 建築物を建築しようとし又は特定工作物を建設しようとする土地（以下「敷地」という。）の位置及び区域を表示する図面
- 二 敷地内における建築物又は特定工作物の位置を表示する図面（縮尺五百分の一以上のもの）
- 三 建築物又は特定工作物の平面図及び二面以上の立面図（縮尺二百分の一以上のもの）
- 四 その他知事が必要と認める図書

一部改正〔昭和四七年規則九号・五〇年四六号・五八年三九号〕

（工事廃止届出書の添付書類）

第十一条 省令第三十二条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- 一 廃止の理由を記載した書類
- 二 当該工事を廃止した日における当該工事の廃止に係る土地の区域内の状況を明示する現況写真
- 三 当該工事の廃止に係る土地の区域内に講ぜられた防災上の措置を記載した図書

一部改正〔昭和四七年規則九号・平成五年五五号〕

（市街化調整区域等における建築物の特例許可の申請）

第十二条 法第四十一条第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、市街化調整区域等における建築物の特例許可申請書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

一部改正〔昭和四七年規則九号・五八年三九号・平成三〇年一七号〕

（予定建築物以外の建築等の許可の申請）

第十三条 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物又は第一種特定工作物（法第四条第十一項に規定する第一種特定工作物をいう。以下同じ。）以外の建築等許可申請書（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

一部改正〔昭和四七年規則九号・五〇年四六号・五八年三九号〕

（建築物の新築等の許可申請書の添付書類）

第十三条の二 省令第三十四条第一項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書には、同条第二項に規定するもののほか、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- 一 第十条第二項第一号から第三号までに掲げる図面
- 二 建築物を新築し、改築し、若しくは用途を変更し、又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の公図の写し及び登記事項証明書
- 三 その他知事が必要と認める図書

追加〔平成五年規則五五号〕、一部改正〔平成一七年規則二五号〕

（許可の承継の届出）

第十四条 法第四十四条の規定による承継をした者は、すみやかに、許可承継届出書（別記第九号様式）に当該地位を承継したことを証する書類を添えて知事に提出するものとする。

一部改正〔昭和四七年規則九号〕

（開発許可の承継の承認の申請）

第十五条 法第四十五条の規定による承認を受けようとする者は、開発許可承継承認申請書（別記第十号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、承認を受けようとする者が開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類及び第七条第一項第三号に掲げる書類を添付するものとする。

一部改正〔昭和四七年規則九号〕

（開発登録簿の調書）

第十六条 省令第三十六条第一項に規定する開発登録簿の調書は、別記第十一号様式とする。

追加〔昭和四七年規則九号〕

（開発許可済みの標識の掲示）

第十七条 開発許可を受けた者は、工事の期間中当該開発区域内の見やすい場所に開発許可済みの標識（別記第十二号様式）を掲示しておくものとする。

追加〔昭和四七年規則九号〕

（標識による公示）

第十七条の二 法第八十一条第三項の規定による公示は、標識（別記第十二号様式の二）を設置

して行う。

追加〔平成五年規則五五号〕、一部改正〔平成六年規則六三号〕

(開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請)

第十八条 省令第六十条第一項の規定により法第二十九条第一項若しくは第二項、法第三十五条の二第一項、法第四十一条第二項、法第四十二条又は法第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書(別記第十三号様式)正本一部副本二部を知事に提出しなければならない。

追加〔昭和四十七年規則九号〕、一部改正〔昭和五十八年規則三九号・平成五年五五号・一二年一〇三号・一三年八三号・令和四年一七号〕

(身分証明書の様式)

第十九条 法第八十二条第二項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証(別記第十四号様式)とする。

追加〔昭和四十七年規則九号〕

(書類の提出)

第二十条 法、政令、省令及びこの規則に基づき知事に提出する書類は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第一号)第二条の規定により、開発行為等に係る区域を管轄する市町村に提出するものとする。

2 前項の場合において、開発行為等に係る区域が二以上の市町村の管轄区域にわたるときは、前項の書類は、その開発行為等に係る区域を当該市町村の区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村に提出するものとする。

全部改正〔昭和五十八年規則三九号〕、一部改正〔平成三年規則三六号・一二年一〇三号〕

(書類の提出部数)

第二十一条 前条第一項の書類の提出部数は、正本一部副本三部(千葉県事務委任規則(昭和三十一年千葉県規則第三十三号)第十二条から第十二条の三までの規定により土木事務所の長に委任した事務に係る書類及び第四条第二項に規定する書類にあつては、正本一部副本二部)とする。

2 前条第二項の規定により提出する書類の正本の提出部数は一部、副本の提出部数は開発行為等に係る区域を管轄する市町村及び土木事務所(第四条第二項に規定する書類にあつては、市町村)の数に一を加えて得た数(千葉県事務委任規則第十二条から第十二条の三までの規定により土木事務所の長に委任した事務に係る書類の副本にあつては、当該市町村の数に一を加えて得た数)とする。

追加〔昭和五十八年規則三九号〕、一部改正〔平成三年規則三六号・一二年一〇三号・一六年九一号・二三年五七号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十七年三月二十四日規則第九号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際まだ処理されていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和四十七年九月十六日規則第六十五号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正後の千葉県開発行為等規制細則第三条の二に規定する区域において行なわれている同条に規定する規模以上の開発行為については、同条の規定は適用しない。

附 則(昭和五十年四月一日規則第十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十年八月十九日規則第四十六号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際まだ処理されていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十五年十一月十四日規則第七十二号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十五年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際まだ処理されていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和五十六年三月二十四日規則第十五号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十八年四月一日規則第三十九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際まだ処理され

ていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年五月三十一日規則第五十一号)

この規則は、昭和五十八年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月三十日規則第二十号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十年三月二十六日規則第二十二号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に佐倉市の区域において行われている千平方メートル未満の開発行為については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六十年十二月二十五日規則第七十五号)

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月三十日規則第三十六号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月十日規則第七号)

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年六月二十四日規則第五十五号)

この規則は、平成五年六月二十五日から施行する。

附 則 (平成六年九月二十九日規則第六十三号)

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年四月二十五日規則第四十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年三月三十一日規則第百三号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年一月五日規則第三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十三年三月三十日規則第四十三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の千葉県開発行為等規制細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十三年五月十一日規則第八十三号)

この規則は、平成十三年五月十八日から施行する。ただし、第三条の二の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年一月十一日規則第一号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月七日規則第二十二号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年四月一日規則第九十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十八年三月三十一日規則第六十九号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第六十二号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年十一月二十七日規則第四百号)

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三十一日規則第五十七号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月三十一日規則第三十三号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十三日規則第十七号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月十八日規則第十七号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年二月二十八日規則第二号)

この規則は、令和五年三月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三十一日規則第三十号)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式（第四条第二項）



追加〔昭和58年規則9号〕、一部改正〔令和4年規則17号〕

第一号様式の二（第四条第二項）



追加〔昭和47年規則9号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・58年39号・51号・平成3年36号・令和4年17号〕

第二号様式（第五条）



一部改正〔昭和47年規則9号・平成5年55号〕

第三号様式（第七条第四項）



全部改正〔平成27年規則33号〕

第四号様式（第七条第五項）



一部改正〔昭和47年規則9号・53年18号・58年39号・平成5年55号・12年103号・14年1号・令和4年17号〕

第五号様式（第八条）



全部改正〔昭和58年規則39号〕、一部改正〔平成5年規則55号・12年103号・14年1号・19年104号・令和4年17号〕

第五号様式の二（第八条の二第一項）



追加〔平成5年規則55号〕、一部改正〔令和4年規則17号〕

第五号様式の三（第八条の三第一項）



追加〔平成5年規則55号〕、一部改正〔令和4年規則17号〕

第五号様式の四（第八条の四）



追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔令和4年規則17号〕

第六号様式（第十条第一項）



一部改正〔昭和47年規則9号・50年46号・53年18号・58年39号・平成14年1号・18年69号・令和4年17号〕

第七号様式（第十二条第一項）



一部改正〔昭和47年規則9号・53年18号・58年39号・平成13年83号・14年1号・30年17号・令和4年17号〕

第八号様式（第十三条第一項）



一部改正〔昭和47年規則9号・50年46号・53年18号・58年39号・平成14年1号・19年104号・令和4年17号〕

第九号様式（第十四条）



一部改正〔昭和47年規則9号・50年46号・53年18号・58年39号・平成13年43号・14年1号・17年25号・27年33号・令和4年17号〕

第十号様式（第十五条第一項）



一部改正〔昭和47年規則9号・53年18号・58年39号・平成14年1号・17年25号・令和4年17号〕

第十一号様式（第十六条）



追加〔昭和47年規則9号〕、一部改正〔昭和50年規則46号・58年39号・平成5年55号・18年69号・27年33号〕

第十二号様式（第十七条）



追加〔昭和47年規則9号〕、一部改正〔昭和50年規則46号・58年39号・平成13年83号〕

第十二号様式の二（第十七条の二）



追加〔平成5年規則55号〕

第十三号様式（第十八条）





全部改正〔昭和58年規則39号〕、一部改正〔平成12年規則103号・13年83号・14年1号・令和4年17号〕

第十四号様式（第十九条）



全部改正〔平成27年規則33号〕、一部改正〔平成30年規則17号・令和5年30号〕